

東かがわ市条例第 12 号

東かがわ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 3 日

東かがわ市長

上村 - 郎

東かがわ市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

東かがわ市認可地縁団体印鑑条例（平成15年東かがわ市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(登録資格) 第2条 略 (1) 略 (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) 略 (印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき<u>省令第18条の3第1項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 2～4 略	(登録資格) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）は、認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる。 (1) 略 (2) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) 略 (印鑑の登録) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、当該登録申請者が当該認可地縁団体の代表者等であることを確認するとともに、当該認可地縁団体につき<u>地方自治法施行規則第21条第2項</u>の規定により作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録票の記載事項及び印影と照合するほか、当該登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、認可地縁団体印鑑登録原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成して認可地縁団体の登録をするものとする。 2～4 略

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。